

ヤマト運輸様のお届け先変更（転送）の有料化について

平素は格別のご愛顧を賜りまして厚く御礼申し上げます。

2023年5月31日（水）をもって、弊社が配達業務を委託しておりますヤマト運輸株式会社様において「宅急便 転居転送サービス」が終了いたします。これに伴い弊社では2023年6月1日（木）以降、商品の出荷後に「住所不備」「転居」「長期不在」等による、送り状に記載されているお届け先のご住所へ配達できない場合は商品の特性上、ご注文主様にご連絡のうえ、送り主様のご住所にお届け先を変更（返送）させていただく運用となります。

お客様には大変なご迷惑をおかけいたしますが、送り先の住所等の不備がないようにご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. お届け先へ配達できない場合のご依頼主様へ返送する運用開始日

(1) 運用開始日

2023年6月1日（木）返送分より

(2) 返送を必要とする場合

1. 住所不備 2. 荷受人様の転居 3. 長期不在

※番地の修正も返送扱いとなります

(3) ご依頼主へ返送する場合の運賃

返送にかかる運賃（送料）のご負担はございません

(4) ヤマト運輸様ホームページ

[お届け先住所変更（転送）時の運賃収受の開始および「宅急便転居転送サービス」の新規お申し込み受付の終了について（2023年4月17日 更新） | ヤマトホールディングス株式会社 \(yamato-hd.co.jp\)](#)

以上

お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。